

【労務】新たに策定された「高齢者等職業安定対策基本方針」が公表されています

人口減少と高齢化が進む日本では、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず、その希望や能力に応じて、活躍し続けられる環境を整備していくことが一層求められている中で、厚生労働省より新たな「高齢者等職業安定対策基本方針」が策定され、公表されました。同方針では、令和8年度から令和11年度までの4年間にわたる高齢者の就業機会の増大に関する目標を設定するとともに、高齢者等の職業の安定に関する施策の基本等が示されています。同省はこの基本方針に沿って、今後の高齢者の職業の安定に関する施策を展開していくということです。今回は同方針の策定の趣旨と概要を、以下にご紹介いたします。

【策定の趣旨】

- 「高齢者等職業安定対策基本方針」（以下「基本方針」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第6条第1項に基づき、厚生労働大臣が、人口や高齢化の推移、高齢者の雇用・就業の状況等を踏まえ、就業率等の今後の高齢者の就業機会の増大に係る目標を設定するとともに、高齢者等の職業の安定に関する施策の基本等を策定するもの。
- 現行の基本方針の対象期間は、令和3年度～令和7年度までの5年間とされており、本年度がその最終年度となることを踏まえ、令和8年度からの新たな基本方針を策定する。



【新たな「高齢者等職業安定対策基本方針」の概要】

- **令和11年（2029年）までに以下の政策目標の達成を目指す。**
 - ・ 60～64歳の就業率 79.0%以上（2024年実績：74.3%）
 - ・ 65～69歳の就業率 57.0%以上（2024年実績：53.6%）
 - ・ 70歳までの就業確保措置の実施率 40.0%以上（2025年6月1日現在実績：34.8%）
- **高齢者等の職業の安定を図るため、以下の基本施策をさらに推進していく。**
 - ・ 70歳までの就業確保措置の更なる拡大や高齢期の処遇改善を図るための企業への支援措置の強化
 - ・ ハローワークの「生涯現役支援窓口」における高齢期の多様なニーズに応じたきめ細かなマッチングの推進
 - ・ シルバー人材センター事業の活性化等による多様な就業機会や高齢期の幅広い活躍の機会の提供

等